

定 款

株式会社アズパートナーズ

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アズパートナーズと称し、英文ではAs Partners CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護付きホームその他の介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業ならびに介護予防・日常生活支援総合事業
2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
3. 地域密着型介護付きホームその他の介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
4. 健康保険法に基づく訪問看護事業
5. 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅の設置経営
6. 前1号から5号に関する各事業所の運営及び管理事業
7. 前1号から6号に関する運営、施設、整備等のコンサルティング及び斡旋事業
8. 介護人材の育成のための教育研修及びコンサルティング事業
9. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
10. 福祉用具・介護用品等の販売、理美容、修繕管理等の業務委託その他の施設運営に関する業務支援
11. 各種イベントの企画及び構成
12. 一般旅行斡旋事業
13. 給食及び給食管理業務ならびに配食サービス業
14. 建築設計、建築、土木、設備等の工事の施工及び監理
15. 建築設計及び建築土木工事のコンサルティング及び斡旋業務
16. 医療用機器、介護用機器及び医療・介護システムの製造、販売、輸出入及び賃貸に関する事業
17. 介護サービス事業のコンサルティング及び顧客相談、紹介、斡旋に関する事業
18. 不動産の売買、仲介、コンサルティング、賃貸及び管理
19. 介護保険外の訪問介護・家事代行サービス、ホテルステイ等の事業
20. ホテル・旅館等の宿泊施設の経営、賃貸及び管理
21. コインランドリー、コンビニエンスストア等生活関連事業の経営、賃貸及び管理
22. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく各種サービス
23. 保育所、学童施設及び託児所の経営
24. 農産物の生産、加工及び販売
25. 各種システム、ソフトウェア等の企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの仲介業
26. 産業財産権、著作権等の無体財産権及びノウハウの取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介業
27. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

- (発行可能株式総数)
- 第6条 当社の発行可能株式総数は12,120,000株とする。
- (自己の株式の取得)
- 第7条 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- (単元株式数)
- 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。
- (単元未満株式についての権利)
- 第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (株主名簿管理人)
- 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に据え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。
- (株式取扱規則)
- 第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
- (基準日)
- 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使する株主とする。

第3章 株主総会

- (招集)
- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- (招集権者及び議長)
- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。ただし、社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
- (電子提供措置等)
- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- (決議の方法)
- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
- (議決権の代理行使)
- 第17条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使できる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- (株主総会議事録)
- 第18条 株主総会の議事録については、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

- (取締役の員数)
- 第19条 当社の取締役は10名以内とする。
- (取締役の選任の方法)
- 第20条 当社の取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。
- (取締役の任期)
- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- (代表取締役)
- 第22条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。
- (取締役会の招集権者及び議長)
- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- (業務執行)
- 第24条 社長は会社の業務を統括し、各取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。
2. 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。
- (取締役会の招集通知)
- 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。
- (取締役会の決議)
- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- (取締役会の決議の省略)
- 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
2. 取締役が取締役及び監査役の全員に対して、取締役に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。
- (取締役会議事録)
- 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- (取締役会規程)
- 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
- (報酬等)
- 第30条 取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。
- (取締役の責任免除)
- 第31条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができ
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

- (監査役の員数)
- 第32条 当社の監査役は、5名以内とする。
- (監査役の選任の方法)
- 第33条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- (監査役の任期)
- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- (常勤の監査役)
- 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
- (監査役会の招集通知)
- 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- (監査役会の決議の方法)
- 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- (監査役会の議事録)
- 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
- (監査役会規程)
- 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
- (報酬等)
- 第40条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。
- (監査役の責任免除)
- 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

- (会計監査人の選任)
- 第42条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。
- (会計監査人の任期)
- 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
- (会計監査人の報酬等)
- 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

- (事業年度)
- 第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- (期末配当金)
- 第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
- (中間配当金)
- 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。
- (期末配当金等の除斥期間)
- 第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。